

大弊害あるを云ふなり苟くも生命を重んずる者は此の如き醫師にあらざる者に病氣の治療を請ふ者あらざる可きも世には迷信者も少からざるを以て茲に之を一言し世人の注意を促すのみ

○看病人の心得

諺に一に看病二に藥劑と云へるとあり病氣の時に於ては看病の事殊に重要なを證せる者ならずや前條已に看病上注意すべき諸項を概略論述したれば茲には主として革谿道人著の病家須知に記せる一節中、看病人の心得可き言語及舉動の注意あり甚有益なるを覺えられたれば左に抄出し參考に供す看病を爲す者之を服膺せば尙幾くは大過なきを得ん
總て病者は、寢室と、衣衾と、飲食の消息、及看侍者の用意に隨て、病の進退に大に關係あることなれば、決して忽諾にすべきことにあらず、然るを此患貧賤者にのみ多く富貴の家には少ことかと思は、さにあらず、富貴の家の臣妾は、他の毀譽を懼身の後患を厭て假令知非ことありても誰發言ものもなく、人まへにのみ珍敬ぞと傳語て、炎煥にも襪隔屏風たてつらね、衣衾いやがうへに被まいらせ、絶て更衣の議に及ばず、唯一切諺に謂よらずはらすの看侍を、當務なりと裁量て、藥の煎は奚婢に委患状態は飲啖前後の記子ばかり、毎事面従のみに異辭し、護己ばかりして、だゞ速更直て暇逸せんと思が故に、わが上日に何事も無らんことを希の外他故なし、今の世の縉紳貴族の病者の接ひ多はかくのごとし、富商大賈もまた此に類ものあり、故に富貴の家の病人は卑賤にも劣て、いつも輕は重おもきは漸進て險證なれば必死ぬること、思は此弊習あるに由ばなりけり、また看病人の用意へ

きは、もし病者氣鬱せは何にても其意に適話をして、病のことはなるべきだけ發語す、強て心の纏結ぬやうに、或は演劇遊興のこと、世間の打諢、事に當ては剛毅義烈の談柄など尤佳、其間には坐臥の困厄に處し道理などを述べて、病者に天を怨、人を尤の惑なからしめ他人なりとも款篤に善愛看護すべきことなり夫人の腔子は病の器なれば、自己もいつしか何なる疾苦を得て人の抱撫うけんこと豫慮がたし因て鬱親はさらにもいはず、朋友同僚なりとも平生の交誼を重し、病あるときにはなるべきだけ意を致べし己か厮役なりとも病のときには分憂て毫輕視にせず汚穢をも厭ずば、これに勝たる陰徳やあるべき、釋氏が看病は八福田の第一也と説たるも、その慈心が直に天地生成の道に合は、福報を得べき理あればなり殊病者は晝夜に従、或は寒熱往來もあれば、毎時病者に問、肌膚を按手脚を搜寒、温を知、瘧、瘵を察、衣衾の厚薄を審、口舌の乾燥を候、湯水も適中に與、痛痒のある處は摩も捫も癢もして、意に應やうにすべし又長病人は、手足の重なるも垂たるも勝にくがれば、それらまでも意を加、炎燠には鬱蒸せぬやうに、寒夜は風の侵ぬやうに、紙格襪隔の開闔までも、さらに疎脱はあるへからず、最意を注べきは飲食の分量と二便の通閉なり、一ツには喫たる物と便下との多寡を校量、二ツには長病に至て小便の通利少は尤可からぬことと心得、三ツには、いかに食氣なくとも、數日大便の閉は腹氣の不下降故あることと思、四ツには大便の色相、臭氣の區別、五ツには、小便の晝夜の多少、色濁といふ中にも、黄なるあり赤あり、媒色なると白濁と並あると脂を交やうなるあり臭氣も各異あれば、唯度數ばかり記得ては詮なきことなり醫師もまたかかること纖悉問聽ぬは輕脫なり、如茲意を用が看病人の當務なれば、餘事に心の分ぬやうにすへし、病者の傍にありて、

倦なりとて書籍など讀べからず、況奕基などの類は嚴禁すべし、就中父母の病あるときは君家の務は是非なし其他一切家道の事なりとも緊要ならずば、其人に委て顧問べからず、然ども父母病牀に在なから家道の事を挂念にせば、然べきことはほどよくはからひて、其心を安からしむべし、いかに危篤の病なりとも父母の心に合ぬは、志を養道に背ては不孝也、又父母病ありとも、其病の間あるをりくは、親族の中父母の悦ものを撰て己に代しめ、霎時なりとも寢息て精神を鎮、事あるときに萎頓ぬやうにすべし、まして奴婢に病者あるときは、ことさらに勞て疲れぬやうに使令べし、小過ありとも必罵言ことなかれ、ただ制べきは男女の別なり、姦通より病者の爲善からぬことを牽連ことわれは、其法令を漫べからず唯憐愛と金銀を以て服使べし、且病者の爲には其費用を厭べからず、常の貯蓄も如此時の爲なりと力の及たけは心を盡すべきことなり、又病者の寢室近く、高聲せしむべからず、妄に笑話すべからず、他人の病苦死葬のこと、無聊なる談を爲べからず、また無用の人と、病者の意に合ぬ人は、近しむべからず、若危篤にて醫士も擲手、吾人も治すべからざる病と知らば、毎事病者の意に委、服にくき薬など強用すべからず、患人の覺悟に従ては絶て薬を止るも可、然を毀譽を懼無益の醫を招き、病者は診察を厭をも顧ざるは何ごとぞ、もし病者覺悟あしくば、死ぬるまでは醫も迎べし、薬も用へし、又覺悟よろしからぬ人は、家人の別離を傷み、本心を失もの多、かゝる人を見は必死ぬべきことなど告は惡し、これら尤用意あるべきことなり、其死期近にありとみば、幼兒孫及病者の心にかかる血親は、なるべきだけ會はしめざるがよし、苦痛の間も、愛着の情發は、死期の妨となればなり、臥室はいかにも清淨にして寂寥なるを良とす、近隣に琴三絃笛鼓などの音せば、親き

人して其家に告、且過んことを乞へし、かゝる音聲の耳へ入ば、死ぬべき時は大なる妨害となることあるが故なり、今や瞑目なんとするとも、戚屬圍繞て哭泣は可からぬことなり、命絶て後に哭べし、忍がたくて聲を發ものあらば、疾に別室へ遣べし、死期に親戚の啼哭を聞きむるは、子たるもの大なる不孝なれば、此事は豫より用意て、ゆめく忘失べからず必死ぬべき病者とみば、一切心の繋引ぬやうにすること、看護人の最切緊と記得べし然るときは臨死の苦痛も自ら微、病者に於て大なる益あることなり

○救急函

今此條に不慮の遭難時に臨み必要なる救急函の品目を掲げ参考に供す

- 昇丞綿凡百三十 一包 (創上に貼用す)
- 昇丞綿帯 二卷 (創上に綿帯用とす)
- 綿帯 木綿を五裂せし者 二卷 (創傷に綿紗綿帯を附し其上を巻くに用ゆ)
- 同上を十裂せし者 四包 (石炭酸水を浸し創部に貼す)
- 脱脂せる綿 二枚 (重に手足の折れたる者を支持固定するに供す)
- 三角綿帯布大一枚 一枚 (創上に貼附す)
- 昇丞綿紗 鯨尺幅に薄き油紙 一枚 (創傷部に綿紗等を置きたる上を被ふに用ゆ)
- 護談の紐帯 幅凡そ一卷 (主として手足の出血を止るか爲めに巻纏す)

絆創膏幅五寸にて
長さ三尺 一罐 (弱き火に焙り又は水に浸し小切創等に貼す)
 沃度防護の細末 三十「グラム」(創傷部に散布するに用ゆ)
 硼酸軟膏 五十「グラム」(布片に延し塗りて重に火)
(傷部又は爛潰部に貼す)
 五十倍の石炭酸水五十「グラム」(創傷部を洗ひ或は救助者の手を洗ふに用ゆ)
 安母尼亞水 三百「グラム」(失神者、溺水者等に興奮劑として嗅入せしむ)
 留め針 六本 (繃帯の巻き終りを留むるに用ゆ)
 剪 一個 (諸物を切り或は必要時に洋服等を切るに用ゆ)
 [注意] 以上皆外用品にして一も内用す可き者を藏せず此救急函は常に清潔に取扱ひ濕氣なき場所に貯ふ可し
 又東京市本郷區三丁目醫療器械舖萬木九兵衛方に於ては足立寛先生の考案に成れる救急箱及救急小包を販賣せり

○食物の注意

人體の營養を保存するに必要な食品ノ注意殊に病者の食品に關して其注意の概略を記せんとする生理學上の原則に由れば健康人の食品は病者の食品となすに足る者にして生活の爲めに費消したる身體の物質を補充するは健體と病體とに於て別に異なる所なければなり唯病者の食品となすに必要な條件は其食用し易き事と體內に吸収せられ易き事とに在り故に病者の食品は淡泊にして流動し美味を具へ而

かも濃稠ならざる物是なり

(第一) 牛乳は病者の食品として前記の性質を具ふるを以て最良緊要の食品と爲さざる可らず而して牛乳は全く新鮮なるときは之を其儘飲用するを得而して煮沸したる牛乳よりも其味佳良なり但し然るときには其牛乳は精密に検査し獸醫の監督に由りて其牝牛の健全なるを確定したる者に限るべし若し生乳の儘飲む可らざるときは直ちに之を煮沸すべし之を煮沸するには特別の煮乳器を以てするを最良とす則ち此器を以てすれば直接に之を煮沸せしめて重湯煎中に約二十分間煮沸するなり市街に於て牛乳の各家に配達せらるゝまでに諸處の賣捌店の手を経る者に於ては必ずや搾乳後直ちに其乳汁は殺菌せられざる可らず

ソキスレート氏の乳汁殺菌器は廣く小兒に用ひらるゝは世の普く知る所なり

而して乳汁は寒冷に貯ふ可し然かも甚しく密閉す可らず甚しく密閉するときは一種特異の臭氣を生ずればなり脂肪少き乳汁は帶藍白色を呈することあり然れども乳汁(良乳は一、〇二九乃至一、〇三四なり)は獨り比重のみを以ては其善惡と眞贋とを確斷するを得ず則ち脂肪を脱取したる如く正しき比例に水分を補充するときは比重は平均數より下降せざればなり故に比重正規の如くなるときに其製造乳たるを確證するには必ず脂肪の含量に由らざる可らず俗間に於て乳汁の良否を定むる一二の標徴あり則ち夜間乳汁を狭細の器に容れて靜置し翌朝之を他器に移すに當り下方に無色の液分出るときは乳汁に水を混和したる者なり良乳は容易に凝固せず從て少しも沈澱なし製造乳は忽ち凝固し易し又良乳の一滴を拇指の爪甲上に點滴するに其形體を保ちて溶流せず

病者若し温暖の乳汁を好まるときは之を冷却し或は水を以て冷し用ゆへきことあり又乳汁を嫌厭する者或は飲用に堪へざる者には之に咖啡、茶、柯々阿、「セルテル」水を加へて用ひしむべし又冷乳に規那丁幾一二滴を加ふるときは病者好て之を飲む者あり種々の調理法に由りて乳汁を美味ならしむるを得べし(料理法の書を見よ)醫師は單に乳汁のみを飲むを欲せざる病者に可及的多くの乳汁を用ひんとするときに即坐に此種々なる乳汁飲用法に考へ及すを緊要となす

煉稠乳(所謂「コンデンスミルク」又俗に單に「ミルク」と稱す)は夏日新鮮の良乳に乏しきときに用ひらる此品は蒸發器に於て乳汁を蒸發して濃稠となし多量の砂糖を加へ製したる者なり病者には三四倍に水を加へ用ゆ

「モルケン」は乳汁に一食匙の酸味乳或は枸櫞汁或は醋を加へ徐々に加熱して製し其凝固したる後乳汁を濾布に注瀉したる者なり

酪乳は新鮮寒冷の者なれば甚好て用ひらる、清凉滋養の飲料にして輕き下利の效あり
乳脂(獨逸語にて「サーネ」英語にて「クリーム」)は臥靡したる病者に於て多くは唯少量に堪ふる者にして肥胖療法に用ひて效あり

「ケフイル」及「クミス」は共に爽快刺衝性の味あり甚消化し易く酪乳の如き作用あり好て服用せらる而して馬乳或は牛乳に一種の酵母を加へて製したる者なり

(第二) 鶏卵は牛乳の如く病者食品の調理上種々に用ひらる、品にして通常の調理法の外、「ソップ」「ソックス」及固形食物に加ふるを得之に由りて滋養力及佳味を増すものとす又清凉飲料に雞卵を加ふる

ときは固形食品を厭ひ唯飲液を望む病者に滋養を與ふるを得るを以て甚宜しとす例之、蛋黃を葡萄酒及「コンニャック」酒に加ふるか如し單純の雞卵飲料を製するには二個の蛋黃に白糖三十瓦を加へて攪拌泡起せしめ橙花水一食匙及温湯一瓦を注ぎ能く混和するに在り

新鮮の鶏卵は暗處に於て透見するに澄明なれとも腐敗したる卵は不透明なり新鮮卵は五乃至十%の食鹽溶液に投するに器底に沈降すべし若し鶏卵の新舊確定し得ざる時は卵殼の儘煮たる卵を豫め調理前に殻を脱して其新鮮なるを認めたる後に用ゆべし若し病者にして一回腐敗卵を喫したるときは其後鶏卵を見れば毎回悪心を起し従て少くも二十四時間全く食慾を失ふべし

通常生卵を食せしむるには白糖を加ふる者なるが其適當の法は先づ蛋黃を抜き取り之に白糖を加へて攪拌し別に蛋白を打拌して泡起せしめたる後之に蛋黃を混和するときは蛋白質の消化著しく催進せらる而して之に枸櫞汁を加ふるときは益々其味を佳良ならしむるを得べし

(第三) 肉煎汁(所謂「ソップ」)は病者多くは好て飲む者にして其滋養力僅微なるに拘らず貴重なる與畜兼衝動劑たり諸種の肉煎汁中最效力あるは善良の牛肉煎汁なりとす

通常肉汁の外に濃厚にして六%の肉片を含める肉茶を製し用ゆべし即ち瘦牛肉一斤を細塊に切碎し塩に充たし堅く密栓し鐵線を以て固結す今や此塩を一罐の水の中に入れ四時間徐々に煮熟したる後之を加温したる碗中に於て篩にて濾過し鹽味を附すべし或は尙之に蛋黃を加へて混攪す

(第四) 肉類は現今重病者及高熱病者にも往時の如く(例之往時は窒扶斯患者は數週間固形食品を與へざりしか如き是なり)甚しく禁戒せざるに至れり唯注意すべきは軟かき筋纖維短き消化し易き肉類

肉の種類

牡牛の切肉

を撰むべき事と消化液をして肉片の諸方より能く浸淫せしめ得べく可及的、細塊となす事との二點なり肉の種類は病者の調理には鶏肉、鳩、犢肉、牡牛肉及豚の薰腿肉(所謂「ハム」)を用ゆべく恢復期病者及逍遙する慢性病者には以上の他の肉類をも與ふべし鶏肉は通常「ソップ」となし殊に其白色の胸肉を用ゆ犢肉は殊に消化し易きを以て好て用ひらる又牡牛肉は唯最良の肉片のみ病者に用ひしむべく而して炙肉としては重病者に與ふると殆ど之れなし之に反して微細に切割したる牡牛の生肉は切割肉として最良にして食匙を以て牡牛肉の美麗の一片を分取し得るを以て唯肉汁及筋纖維のみを掬ひ取り他の腱質及筋膜は殘存する者なり此切割肉には蛋黃及食鹽を加へ食せしむ若し病者之を欲するときは軽く炙りて與ふるも可なり

(第五) 魚類は本邦人の古來食用に供する副食品中の重要な者に屬す殊に病者の食品としては消化し易くして脂肪分の少き魚類を良とす概して脂肪に富める魚類は消化し易からざるを以て病者に與ふ可らず殊に消化し易く脂肪に乏しき魚肉にても之を炙焼し又は油にて揚げたる者よりは刺身又は汁物となし用ゆるを可とす如何なる時期に用ひて可なるやは各病症に従ひ多少異なるを以て宜しく隨時醫師と協議す可し

(第六) 蔬菜は凡て柔軟にして植物纖維に乏しき品を良とす殊に煮熟して用ゆ乃ち蘿蔔、蕪菁、胡蘿蔔、百合、菠薐菜、三河島菜、小松菜、甘藍、葱、獨活、款冬等なり豆類、芋類は消化し易からず

(第七) 飯、粥、飯液、飯の柔軟なるもの又は粥并に粥汁等は適宜醫師に謀りて病者に與ふへし殊に粥汁は本邦に於ては廣く病者に用ゆる飲液にして諸般の病者に與へて害なきものとす飲料として茶、咖啡等は病者の狀況に應じて用ゆへし又葛湯も粥汁と同じく病者に宜し

啡等は病者の狀況に應じて用ゆへし又葛湯も粥汁と同じく病者に宜し

増訂 應急救護看病法 終

食物の注意

明治二十年五月十一日版權免許
 同 明治廿七年三月十六日增補改正第二版印刷
 同 明治廿九年三月十九日增補改正第二版印刷
 同 明治廿九年十一月十日增補改正第三版印刷
 同 明治卅四年一月十三日增補改正第四版印刷
 同 明治卅四年一月十五日增補改正第四版印刷
 同 明治卅九年八月十二日增補改正第五版印刷
 同 明治卅九年八月十七日增補改正第五版印刷

正價八十錢

著者 飯高芳康

發行者 東京市神田區鍛冶町二十二番地 大柴四郎

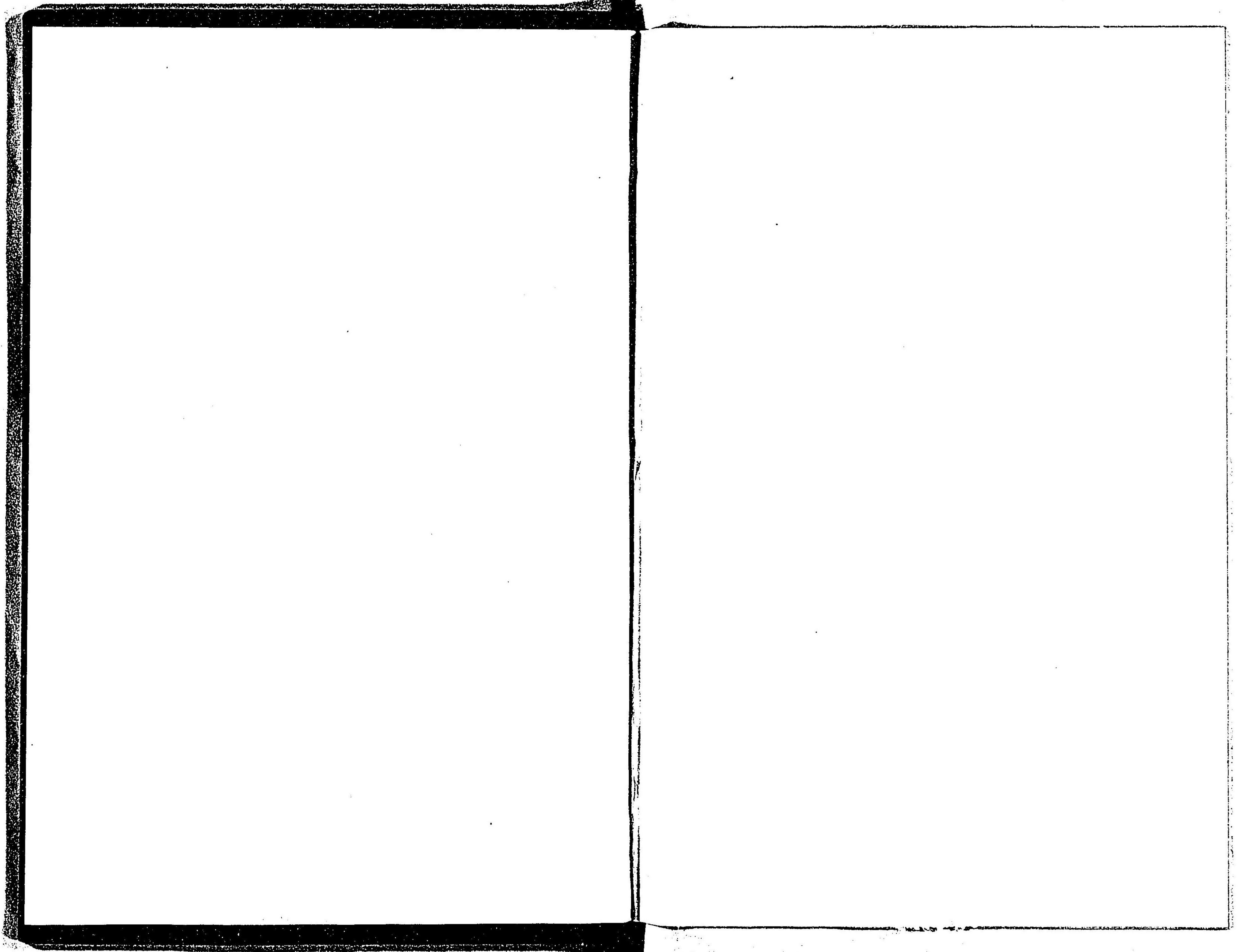
印刷者 東京市日本橋區藥研堀町三十三番地 仁科衛

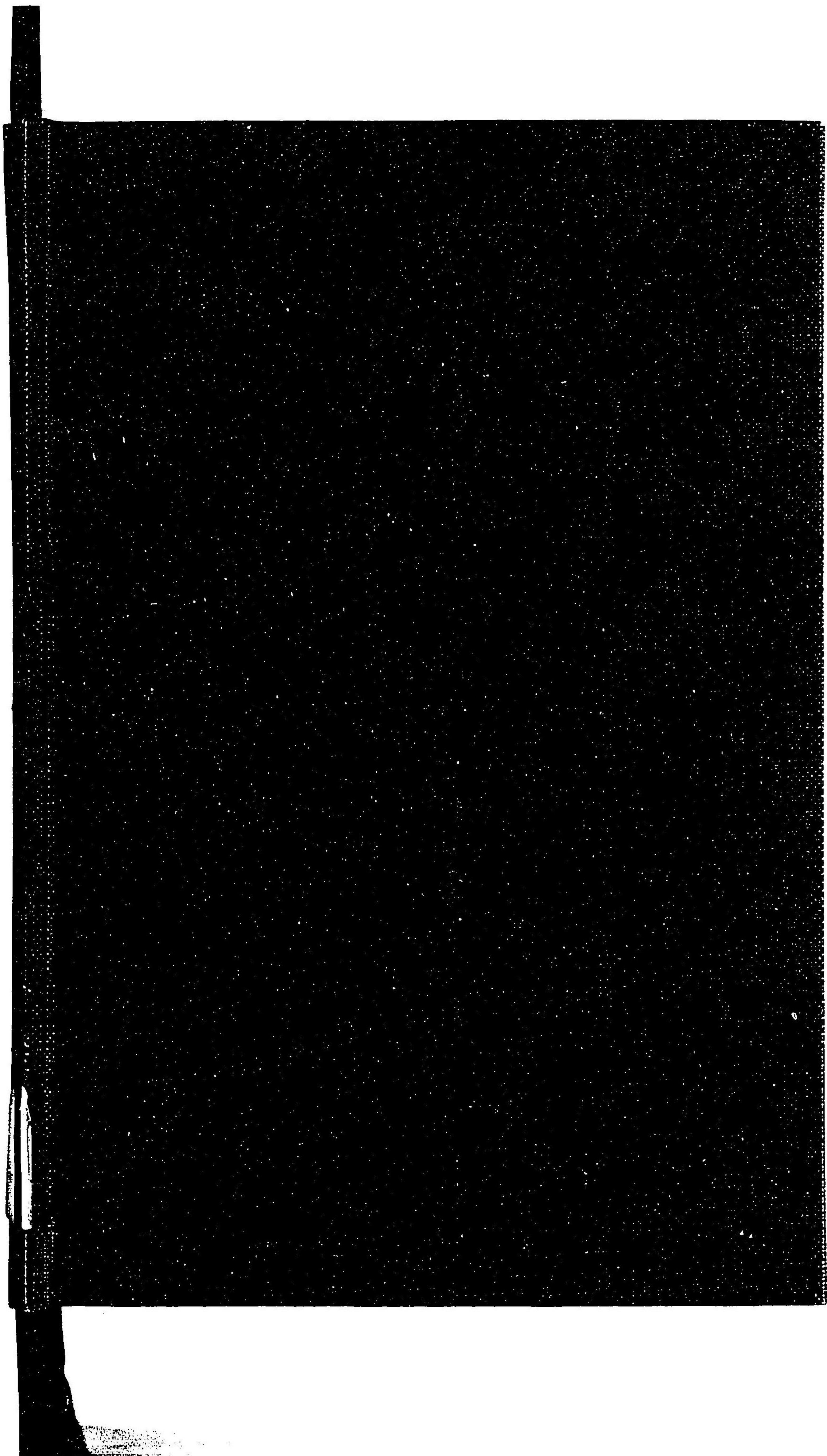
發兌元 東京市神田區鍛冶町二十二番地 朝香屋書店

著作權
 保有

發 兌 書 肆

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日本橋區通三丁目	本郷區湯島切通坂町	春木町二丁目	龍岡町	切通坂町	春木町三丁目	大坂市心齋橋筋壹丁目	大坂市東區博勢町	京都市寺町通二條下ル	名古屋市本町三丁目	岡山市上之町	
丸善書店	南江堂書店	半田屋書店	吐鳳堂書店	金原書店	積運堂書店	松村九兵衛	丸善支社書店	若林茂一郎	丸善書店	渡邊宗次郎	





74
3ハ

058509-000-4

74-3ハ

応急救護看病法 増訂改題

エスマルヒ/著

M39

CBC-0027



